

**出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び
特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に
基づき造船・船用工業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関
の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する告示について**

1. 背景

特定技能外国人[※]が雇用に関して締結する契約の相手方となる本邦の公私の機関（以下「特定技能所属機関」という。）については、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 5 第 3 項の規定に基づき、「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令」（平成 31 年法務省令第 5 号）第 2 条に規定する基準に適合するものでなければならないこととされている。

この点、同条第 1 項第 13 号及び第 2 項第 7 号においては、特定の産業上の分野について、当該分野を所管する関係行政機関の長が、当該分野に特有の事情に鑑みて特定技能所属機関が適合すべき基準を定めることとされており、造船・船用工業分野については、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき造船・船用工業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件」（平成 31 年国土交通省告示第 359 号）において当該基準が定められているところ。

令和 6 年 3 月の閣議決定により、「造船・船用工業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）について所要の改正がなされたことに伴い、当該告示の一部を改正する必要がある。

※ 法に規定する特定技能の在留資格をもって本邦に在留する外国人をいう。

2. 概要

特定技能所属機関が適合すべき基準に以下を追加するほか、表現の適正化等の所要の改正を行う。

- ・ 特定技能外国人に対し、必要な訓練又は研修を行うこととしていること。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 8 年 4 月下旬から 5 月上旬

施 行：公布の日